

宮崎県消費者基本計画の概要

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

高齢化の進行や成年年齢の引下げ、デジタル化の進展などに伴い、消費者トラブルが複雑化・多様化してきている。こうした消費者をめぐる情勢の変化や新たな課題に適切に対応するため、これまでの「宮崎県消費者教育推進計画」を継承・包含した「宮崎県消費者基本計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

- 宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第4条に基づく消費者政策に関する基本的計画
- 消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づく都道府県消費者教育推進計画

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

第2章 消費生活を取り巻く現状と課題

1 消費者を取り巻く環境の変化

- 高齢化の進行
- 成年年齢の引下げ
- デジタル化の進展と電子商取引の拡大
- 自然災害の激甚化・多発化
- 持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり

2 本県における消費生活相談の現状

- 消費生活相談は県全体で近年約1万件/年で推移
- 契約当事者が60歳代以上の相談は全体の約47%
- 契約当事者が20歳代以下の相談は全体の約9%

3 消費生活に関する県民の意識（令和6年度消費生活に関する県民意識調査）

- 消費者トラブルにあった県民の割合は21.7%（H26年度調査から15.7ポイント増加）
- トラブルにあった際に誰かに（どこかへ）相談した県民は約36%
- トラブルを経験した県民の約60%がインターネットを通じた消費者トラブル
- 「これまでに消費者教育を受けたことがある」と認知している県民は約36%

4 今後取り組むべき主な課題

- 消費者トラブルの未然防止
- 地域の見守り体制の構築
- 相談体制の充実強化
- 消費者教育の推進・担い手の確保
- 持続可能な社会の実現



第3章 消費者施策の方向性と展開

1 基本理念

消費者の権利の尊重及び消費者の自立支援

2 目指す姿

県民が安心して豊かな消費生活を営むことができる社会

基本方針1 安全で安心な消費生活の確保

商品・サービスの安全性や適正な取引の確保、法令に基づく事業者の指導に取り組むとともに、消費生活を営む上で特に配慮を要する消費者への見守り活動を推進する。

（1）消費者の安全・安心の推進

- 商品、サービス、食品の安全確保
- 規格、表示、取引の適正化
- 安全・安心な消費生活の環境確保

（2）事業者に対する指導強化

- 法令や条例に基づく指導、行政処分
- 関係機関との情報共有や連携体制の強化

（3）地域における見守り活動の推進

- みやざき地域見守り応援隊の取組推進
- 市町村推進体制の整備促進

基本方針2 消費者被害の防止と救済

消費生活のデジタル化の進展等の環境の変化に伴う相談内容の複雑化・多様化に対応できるよう、県消費生活センターは中核センターとしての機能強化を図り、相談体制等の強化を進めるとともに、住民にとって身近な相談窓口である市町村の相談体制の充実強化に対する支援等を推進します。

（1）県と市町村が連携した消費者問題解決力強化

- 県消費生活センター相談体制の充実強化
- 市町村相談体制充実強化の支援
- 消費生活相談窓口の積極的な広報
- 相談を担う人材の確保及び資質向上

（2）消費者ニーズに対応した相談体制の充実

- 消費生活相談業務のデジタル化の推進
- 多様な消費者に対応する相談体制の充実

（3）関係機関・団体等との連携強化

3 基本方針

基本方針1 安全で安心な消費生活の確保

基本方針2 消費者被害の防止と救済

基本方針3 自ら考え行動する消費者の育成

基本方針3 自ら考え行動する消費者の育成

ライフステージに応じた消費者教育を推進するとともに、消費者教育を行う担い手の育成を図る。また、持続可能な社会の実現に向け、人や環境等に配慮した消費行動を推進する。

（1）ライフステージに応じた消費者教育の推進

- 学校等における消費者教育
- 家庭、地域、職域における消費者教育
- 若者への消費者教育
- 高齢者への消費者教育
- デジタル社会等新たな課題に対応した消費者教育

（2）消費者教育の担い手の確保・育成

- 学校及び地域社会における担い手の確保・育成
- 消費者教育コーディネーターの配置等による消費者教育推進体制の構築

（3）消費者への効果的な情報発信

- 多様な媒体及び多様な主体を活用した効果的な啓発活動の展開
- 消費者被害の情報収集及び迅速かつ確かな情報発信
- 自然災害など緊急時の情報発信

（4）持続可能な社会の形成に向けた消費行動の推進

- エシカル消費の普及啓発
- 環境教育・学習の推進
- 4Rの取組及び食品ロスの削減の推進
- 食育・地産地消の普及啓発

第4章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

国や他の都道府県、市町村、警察、教育委員会、福祉関係団体、弁護士会等の関係団体との緊密な連携により計画を推進

2 計画の進行管理

毎年度、施策の実施状況を宮崎県消費生活対策審議会に報告、県ホームページで公表

3 評価指標（主なものを抜粋）

	評価指標	現状 (R6年度)	目標 (R12年度)
計画全体	表示や説明を十分確認し、その内容を理解したうえで商品やサービスを選択することを心がけている人の割合	68.1% ※R7年度県民意識調査	80.0%
基本方針1	消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置市町村数	2市	全26市町村
基本方針2	県消費生活センターによるあっせん解決率	92.0%	93.0%
基本方針3	県・市町村消費生活センターの出前講座実施回数	315回	400回